あなたの土地が狙われています

取り返しのつかなくなる前にご検討ください

〇「使っていない土地」にご用心

- ・「資材置き場として貸してほしい」といわれてOKしたら大量の産業 廃棄物を堆積された上、借り主と連絡がつかなくなった。
- ・「農地を無料で埋め立てしてかさ上げします」といわれて承諾したら、 出所不明の土砂を大量に持ち込まれ、行政から無許可埋立ての改 善命令を受けた。
- 知らない間に大量の廃棄物を不法投棄され、行為者もわからず、 撤去も進まない。

等、土地所有者の皆様に予期せぬ負担が発生する事例が府内各所 で発生しています。また、土砂の埋め立てと称して産業廃棄物を埋め 立てる事例も散見されます。



〇 撤去費用は数百万~数千万円

廃棄物の投棄・堆積をした行為者が不明等となると、最終的に土地所有者が残された廃棄物の撤去や原状回復を行わなければならなくなります。

不適正に堆積された産業廃棄物の処理費用は一般的に1立米あたり数万円となっており、小規模とされる100立米程度の堆積量であってもその処分には数百万円が必要となり、規模が大きくなればなるほど莫大な処理費用となります。

京都府循環型社会推進課 不法投棄等対策係 不法投棄情報ダイヤル 0120-530-993 メール fuhotoki@pref.kyoto.lg.jp

〇 狙われやすい土地

- ▽ 管理されていない土地
 - ・ 雑草が生い茂っている、既に廃棄物が捨てられている
 - ・ 誰でも簡単に出入りできる
- ▽ 人目につきにくい場所
 - ・ 道路との間に草や樹木が生い茂り、内部が見えにくい
 - ・ 道路から奥まった場所で、出入りが分かりにくい

など



○ 契約の際は慎重にご検討ください

- ▽ 土地を貸す相手について確認しましょう。
 - どのような事業をしているかご存じですか。
 - 事業に必要な許可を取得していますか。
 - ・ 許可が失効していないか行政に裏付けを取りましたか。
 - ・ 相手方の他の事業場がどのような様子か確認されましたか。
 - ・ 土地を使用するのは本当に契約相手ですか。(※又貸しによって契約内容が不明確になっている事例があります。)
- ▽ 契約書を作成しましょう。
 - 必ず書面で契約書を交わしましょう。
 - 禁止事項は事前に確認し、違反があれば即座に契約を打ち切れるよう、契約書にはっきりと記載しましょう。

例:「廃棄物は持ち込まない」「転貸(又貸し)を禁止する」 「内部が見えなくなる囲いを設置しない」 など

- 契約を締結するまでは土地を使わないよう十分に説明しましょう。
- 契約は第三者(不動産管理会社等)を通して一人で対応することがないようにしましょう。
- ・ 敷金、連帯保証人、保証会社等を活用して、借主の失踪等に備えましょう。
- 契約に難色を示す相手や、契約を言い出しにくい相手などの場合、あなたがリスクを負ってまで土地を貸す必要があるか、慎重に検討しましょう。

〇 ご先祖様が繋いだ大切な環境を守るために

- ▽ 管理されている土地であることを周囲に示しましょう。
 - ※ 柵、施錠、監視カメラや貼紙などで侵入を防止しましょう。 定期的な草刈りや清掃を行うことも効果的です。
- ▽ 貸していない土地であっても、定期的に見回りましょう。
 - ※ 不法投棄されてから時間が経つと、行為者の特定はさらに難しくなるとともに、 さらなる不法投棄を引き起こします。
- ▽ 貸している土地は、契約の通りに使われているか確認しましょう。
 ※ 定期的なチェックは、抑止効果と万一の場合の早期発見が見込めます。
- ▽ 契約と異なる土地利用がされていた場合は改善を求めましょう。
 - ※ 放置すると、黙認と受けとられる可能性があります。